

江別市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江別市市民参加条例（平成27年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表の方法は、次に掲げるもののうちいずれか1以上の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報への掲載
- (2) 市の施設の窓口での供覧又は配布
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(附属機関等の委員の選任)

第3条 附属機関等の委員の選任は、附属機関等の設置の趣旨及び目的を踏まえ、次に掲げる基準により行うものとする。ただし、法令に定めがある場合又は専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 年齢構成及び地域構成の均衡を考慮すること。
- (2) 委員の兼職は、3附属機関等を上限とすること。
- (3) 市議会議員及び市職員は、選任しないこと。
- (4) 女性の登用に努めること。
- (5) 新しい人材の発掘及び登用に努めること。

2 市長は、附属機関等の委員を選任したときは、名簿を作成しなければならない。

3 市長は、附属機関等の委員の選任事務の適正な運用を図るため、附属機関等の名簿の管理を一元的に行うものとする。

(附属機関等の委員の公募)

第4条 市長は、附属機関等の委員を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 附属機関等の名称及び所掌事務
- (2) 委員の任期
- (3) 公募する委員の人数及び選考方法
- (4) 応募できる者の範囲及び応募方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 附属機関等の委員を公募する期間は、公募を開始した日から原則2週間以上とする。

第5条 前条第1項第3号の選考方法は、次に掲げるもののうちいずれか1以上の方法によるものとする。

- (1) 作文等による選考
- (2) 書類による選考
- (3) その他市長が適当と認める方法

2 市長は、公募による委員を選考したときは、その結果を応募した者に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 条例第8条第1項に規定する附属機関等の会議の傍聴手続は、次に掲げるところによる。

- (1) 傍聴者の定員は、議事内容及び会場の規模を勘案して決定すること。
- (2) 傍聴の受付は、当日行うこと（定員を超える傍聴希望者が見込まれる場合等を除く。）。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順又は抽選により傍聴者を決定すること。
- (4) 傍聴者は、氏名等を傍聴者受付簿に記入すること。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、他の規則等に傍聴の手続が定められている場合は、その手続によること。

2 傍聴者は、附属機関等の会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

3 附属機関等の会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずるこ

とができる。

(会議開催の事前公表)

第7条 条例第8条第2項の規定による公表は、原則として附属機関等の会議を開催する日の1週間前までに行うものとする。ただし、非公開とする会議であるときは、この限りでない。

(会議録の作成及び公表)

第8条 附属機関等の会議の長は、次に掲げる事項を記載した附属機関等の会議録を作成し、会議終了後30日以内に公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時及び会場
 - (3) 委員の出欠状況及び傍聴者数
 - (4) 議題及び議事の概要
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等の会議の長が必要と認める事項
- (パブリックコメント)

第9条 条例第9条第3項の規定による意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリによる送信
 - (4) 電子メールによる送信
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- (意見の取扱い及び公表)

第10条 市長は、前条の規定により提出された意見を考慮して、対象事項について意思決定を行うものとする。ただし、提出された意見が当該対象事項に関するものでない場合は、この限りでない。

2 条例第9条第4項の規定による公表は、類似している意見を集約して行うことができる。

(市民説明会及びワークショップ)

第11条 条例第10条第1項の規定による公表は、原則として市民説明会又はワークショップを開催する日の2週間前までに行うものとする。ただし、非公開とする市民説明会又はワークショップであるときは、この限りでない。

2 条例第10条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市民説明会又はワークショップの終了後30日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 市民説明会又はワークショップの名称
 - (2) 開催日時及び会場
 - (3) 対象及び参加者数
 - (4) 議題及び議事の概要
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (アンケート調査の結果の公表)

第12条 条例第11条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) アンケート調査の名称
 - (2) アンケート調査の目的、方法及び対象
 - (3) アンケート調査の実施時期
 - (4) アンケート調査の回答率及び集計結果
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に着手され、又は着手のための準備が進められている施策、事業等については、なお従前の例による。